

2022年7月7日

第1回藤沢市子ども・子育て会議

第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに向けて

1 趣 旨

このことについては、第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画が中間年を迎えるにあたり、見直しに向けてスケジュール等をご報告するものです。

2 中間見直しの根拠

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（内閣府告示第159号 平成26年7月2日）」

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

3 見直しの方法について

『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4年3月18日内閣府子ども・子育て本部参事官事務連絡）』から抜粋。

- 実績値について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」と比較し、10%以上乖離がある場合（実績値／量の見込み \leq 90%又は実績値／量の見込み \geq 110%）は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。
- 形式的には上記の場合に該当する者の、すでに計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の実情を踏まえて検討いただきたい。
- 乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、令和5年度以降に見直しを行うことや、「量の見込み」の補正を実施するにあたり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応していただきたい。

4 今後のスケジュール（前計画中間見直しスケジュールをもとに作成）

前回の中間見直しスケジュールを踏まえ、今年度のスケジュールを次のとおり予定しています。ただし、議題により会議の回数を変更する場合があります。

年 月	概 要
令和4年 3月18日	内閣府から「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」発出
4月19日	第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年見直しの予定調査（内閣府子ども・子育て本部）
7月 7日	第1回藤沢市子ども・子育て会議 →令和3年度実績を踏まえ、見直しを行う方向性を報告
8月	見直し後の教育・保育需給計画の暫定値を県に報告
10月下旬	第2回藤沢市子ども・子育て会議
12月上旬	見直し後の教育・保育需給計画の確定値を県に報告
12月	藤沢市議会12月定例会 →中間見直し（案）を報告
令和5年 1月	神奈川県との法定協議
1月下旬	第3回藤沢市子ども・子育て会議
2月下旬	藤沢市議会 2月定例会 →中間見直し（案）を報告
3月末	中間見直し確定

以 上

子育て企画課 総務・監査担当